

【第1問】

問1 正解 2

1. ○ 適切。社会保険労務士資格を有していないFPは、社会保険労務士の独占業務はできないが、顧客の「ねんきん定期便」等の資料から公的年金の受給見込み額を試算するなど、一般的な公的年金制度や社会保険制度の説明を行うことは可能である。社会保険労務士の独占業務とは、労働者名簿や賃金台帳の作成などの「書類作成業務」や、雇用保険等の社会保険の加入・脱退などの「提出手続代行業務」などである。
2. × 不適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていないFPは、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。一般的な情報や資料の提供にとどめる必要がある。
3. ○ 適切。生命保険募集人・保険仲立人の登録を行っていないFPは、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、保険商品の仕組みや商品内容の説明、必要保障額の試算を有償で行うことは可能である。

問2 正解 3

(ア) を求める：○適切。233万円

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の基本生活費} : 224 \times (1 + 0.01)^4 = 233.095 \dots$$

→233（万円、万円未満四捨五入）

(イ) を求める：○適切。46万円

$$\text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

$$2024 \text{ 年の年間収支} : 640 - 594 = 46$$

→46（万円）

(ウ) を求める：×不適切。871万円

$$\text{金融資産残高} = \text{前年の残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2022 \text{ 年の金融資産残高} : 823 \times (1 + 0.01) + 40 = 871.23$$

→871（万円、万円未満四捨五入）

【第2問】

問3 正解 3

1. ○ 適切。複数の資産（債券、株式、REIT）に分散投資している株式投資信託である。株式投資信託はNISA口座で購入できる。
2. ○ 適切。収益分配金は運用の成果であるため、預金の利息のように一定額ではない。運用状況によっては支払われないこともあるため、毎月の分配や分配金額が保証されているものではない。
3. × 不適切。購入代金は、「基準価額（1万口当たり）／1万口×購入口数＋購入時手数料（税込）」である。運用管理費用（信託報酬）は、運用期間中、信託財産から間接的に毎日差し引かれるコストであり、購入時に支払うものではない。なお、信託報酬は、運用会社・販売会社・信託銀行の三者で配分される。

問4 正解 3

- ・預入金額：10,000NZドル
- ・預入期間：12ヵ月
- ・預金金利（年率）：0.45%

まず、Aさんが12ヵ月後に受け取ることができる外貨ベースの元利合計額（税引前）を求める。なお、問題文より、税金については考慮しない。

$$\cdot 10,000 \text{ NZドル} \times (1 + 0.45\%) = \underline{10,045 \text{ NZドル}}$$

満期時にNZドルを円に換える際に適用される為替レートは、金融機関が通貨を買うときのレートにあたるため、をTTB（対顧客電信買相場）である。

$$\therefore \underline{1 \text{ NZドル} = 76.90 \text{円}}$$

$$10,045 \text{ NZドル} \times 76.90 \text{円} = 772,460.5 \text{円} \rightarrow \underline{772,460 \text{円}} \text{（円未満の端数は切り捨て）}$$

問5 正解 3

1. ○ 適切。決済用預金1,500万円は全額保護される。決済用預金の3要件は、「①利息がつかない、②預金者が払戻しをいつでも請求できる、③決済サービスを提供できる」である。
2. ○ 適切。円定期預金や利息の付く円普通預金などの一般預金等は、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が預金保険制度により保護される。
3. × 不適切。外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）などは預金保険制度による保護の対象外である。

【第3問】

問6 正解 2

建築物の敷地は、原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接することが建築基準法で定められている。資料の土地が面している市道は幅員6メートルのため「セットバック」しない。また、角地等による緩和条件を考慮しないため、指定建蔽率で算出する。

$$\begin{aligned} \text{・ 建築面積} &= \text{敷地面積} \times \text{指定建蔽率} \\ &= 600\text{m}^2 \times 60\% \\ &= \underline{360\text{m}^2} \end{aligned}$$

問7 正解 3

【定期借地権】

種類	一般定期借地権	事業用定期借地権等	建物譲渡特約付借地権
建物利用目的	制限なし	専ら事業の用に供する建物に限る(居住用建物は除く)	制限なし
借地借家法	第22条	第23条	第24条
存続期間	(ア: 50) 年以上	10年以上50年未満 短期型(2項) : 10年以上30年未満 長期型(1項) : 30年以上50年未満	30年以上
契約方法	公正証書等の書面	(イ: 公正証書)	制限なし
契約終了時の建物	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する	(ウ: 土地所有者) が建物を買取る
借地関係の終了	期間満了	期間満了	建物所有権が地主に移転したとき

【第4問】

問8 正解 3

井上隆文さんが、2021年中に初めて大腸がんと診断され、がんの治療のために8日間入院し、その間に開腹手術（給付倍率20倍）を1回受け、退院後に交通事故による骨折で5日間入院した場合に支払われる保険金および給付金は合計（330,000円）である。

<解説>

がん（悪性新生物）・けがによる入院・手術の場合、下記の給付金を受け取ることができる。

入院給付金：入院1日目から1日につき10,000円（2日以上継続入院）
手術給付金：1回につき手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍

がんの治療のために8日間入院し、その後、退院の後に交通事故で5日間入院している。また、給付倍率20倍の手術を1回受けている。

- ・入院給付金 $10,000円 \times (8日 + 5日) = 13万円$
- ・手術給付金 $10,000円 \times 20倍 = 20万円$
- ∴保険金および給付金の合計 $13万円 + 20万円 = \underline{33万円}$

問9 正解 1

いずれも、2012年1月1日以降に香川利春氏が締結した契約の生命保険料控除についてである。

- ① 終身保険（無配当）：年間支払保険料76,200円←新・一般生命保険料控除の対象
- ② 定期保険（無配当）：年間支払保険料37,200円←新・一般生命保険料控除の対象

上記2契約はともに新・一般生命保険料控除の対象であるため、年間の支払保険料の合計を求める。

$76,200円 + 37,200円 = 113,400円$

新制度生命保険料控除額の速算表により、年間保険料に応じた控除額を求める。

年間の支払保険料の合計が80,000円超であるため、控除額は40,000円となる。

問10 正解 3

- 1. ○ 対象。単独事故により車体が損傷した場合の修理費用は、車両保険（一般条件）により100万円を上限として実費が補償される。
- 2. ○ 対象。相手から損害賠償金が受けられない場合の治療費用は、人身傷害（搭乗中のみ担保）1名あたり1億円を上限として補償される。
- 3. × 対象外。自宅のブロック塀を損壊した場合のブロック塀の修理費用は補償されない。対物賠償は、交通事故で他人の財産に損害を与え、賠償責任を負った場合に保険金が支払われる。

【第5問】**問11 正解 1**

時間の経過と共に価値が目減りする資産について、減じた価値を事業所得の必要経費として処理することを減価償却という。法定償却方法は定額法である。2021年の事業の用に供した期間は11月～12月までの2ヵ月間である。

$$\begin{aligned}\text{減価償却費} &= \text{取得価額} \times \text{耐用年数に応じた償却率} \times \text{事業の用に供した月数} / 12 \text{ヵ月} \\ &= 90 \text{万円} \times 0.200 \text{ (法定耐用年数5年の定額法の償却率)} \times 2 \text{ヵ月} / 12 \text{ヵ月} \\ &= \underline{30,000 \text{円}}\end{aligned}$$

問12 正解 1

退職金収入にかかる経費はないはずであるが、概算の経費として退職所得控除額がみとめられている。なお、勤続期間23年4ヵ月は、1年未満の端数月を切り上げて24年として計算する。

$$\begin{aligned}\bullet \text{退職所得控除額} &= 40 \text{万円} \times 20 \text{年} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年}) \\ &= 800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (24 \text{年} - 20 \text{年}) \\ &= 1,080 \text{万円} \\ \bullet \text{退職所得} &= (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \\ &= (1,800 \text{万円} - 1,080 \text{万円}) \times 1/2 \\ &= \underline{360 \text{万円}}\end{aligned}$$

<退職所得控除額>

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※なお、勤続年数に1年未満の端数があれば、1年に切り上げる。

【第6問】

問13 正解 1

1. ○ 適切。公正証書遺言を作成した後に、自筆証書遺言で撤回することができる。撤回する場合、新たに作成する遺言書の種類は問わない。日付が新しいものが有効となる。
2. × 不適切。自筆証書遺言を作成した場合、遺言書の保管者または遺言書を発見した相続人は、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求する必要がある。なお、公正証書遺言を作成した場合は、家庭裁判所に検認を請求する手続きは不要である。
3. × 不適切。本肢は公正証書遺言を作成する場合の記述である。公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い制度である。自筆証書遺言は、証人が不要であり、単独で作成できる。

【遺言の種類】

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所に保管する場合は不要となる

問14 正解 3

＜木内さんの回答＞

「贈与税の配偶者控除を受ける場合、基礎控除とは別に最高（ア：2,000）万円の控除を受けることができます。なお、贈与税の配偶者控除を受けるためには、贈与があった日において、配偶者との婚姻期間が（イ：20）年以上あること等の所定の要件を満たす必要があります。」

【贈与税の配偶者控除について】

対象となる贈与	居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与
婚姻期間の要件	贈与者である配偶者との婚姻期間が20年以上であることが必要
申告要件	一定の事項を記載した贈与税の申告書を提出することが必要
控除額	基礎控除110万円とは別に、最高2,000万円

問15 正解 1

1. ○ 適切。治療に係る医療費で未払いとなっているものは、債務控除の対象となる。
2. × 不適切。生前に購入した墓碑の購入代金で未払いとなっているものは、債務控除の対象外である。
3. × 不適切。葬儀の際に受け取った香典の返戻に要する費用は、債務控除の対象外である。

【相続税の債務控除】

葬式費用の対象（控除できる）	葬式費用の対象外（控除できない）
● 葬式・葬送の費用（通夜・本葬費用） ● <u>未払いの医療費</u> ● お布施・読経料・戒名料 ● 火葬・埋葬・納骨費用 ● 遺骸又は遺骨の回送費用 ● 死体（遺骨）の搜索・運搬費用	● <u>香典返戻費用</u> ● <u>墓碑及び墓地の買入費</u>、墓地の借入料 ● 法会に要する費用（初七日など） ● 遺体解剖費用など

【第7問】

問16 正解 3

＜山岸家のバランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	
普通預金	120		3,600
定期預金	200	負債合計	3,600
投資信託	130	[純資産]	
生命保険（解約返戻金相当額）	10		
不動産（自宅用マンション）	3,800		
資産合計	4,260	負債・純資産合計	4,260

＜バランスシートの作成の手順＞

- ① 設例のデータ〔保有財産（時価）〕〔負債残高〕から、山岸家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は4,260万円、負債合計は3,600万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も4,260万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝資産合計－負債合計＝4,260万円－3,600万円＝660万円

問17 正解 2

将来の目標積立貯蓄額＝将来の目標積立貯蓄額×減債基金係数

250万円×0.09558（1.0%・10年の減債基金係数）＝238,950円

→239,000円（千円未満を切上げ）

問18 正解 2

1. ○ 適切。地震保険は、単独での契約はできず、住宅総合保険や火災保険などに付帯して契約する。
2. × 不適切。地震保険では、建物の構造や所在地などによる地震リスクの差異に応じた区分を設けており、「建物の構造や所在地」によって保険料率が異なる。なお、保険会社ごとに地震保険の保険料が異なることはないため、数社から見積りを取っても意味はない。
3. ○ 適切。地震や噴火またはこれらによる津波を原因として、居住用建物または家財に生じた損害が、全損・大半損・小半損・一部損のいずれかに該当する場合に損害の程度に応じて保険金が支払われる。したがって、実際の損害額で支払われることはない。建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定される。

問19 正解 2

＜小田さんの回答＞

「傷病手当金は業務外の病気やケガの療養のため、勤務先を休んだ日が連続して3日間続いた後4日目以降を休業して賃金が受けられない日について支給されます。休業1日当たりの支給額は、支給開始日以前の継続した（ア：12）ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額を30で除した額の（イ：3分の2）相当額です。」

＜解説＞

休業1日あたりの傷病手当金支給金額

＝支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30×2/3

支給期間は、支給を開始した日から1年6ヵ月である。連続して休んだ初めの3日間（待期期間）は支給されず、4日目以降支給される。

問20 正解 3

<小田さんの回答>

介護休業給付金は、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者が対象家族の介護をするために休業をした場合に支給されます。支給日数1日当たりの支給額は、休業中に賃金が支払われない場合、休業開始時賃金日額の（ア：67）%相当額で、同一の対象家族について通算して93日（3回まで分割可能）を限度に支給されます。

<解説>

$1 \text{ 支給単位期間あたりの介護休業給付金額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$ $\div \text{介護休業開始前6ヵ月間の総支給額（保険料等の控除前。賞与は除く）} \div 180$
--

家族の介護のために仕事を休んで介護に従事する場合に認められ、休業中は給与の67%相当額を、通算93日を限度として3回まで受給できる。